

平成 27 年 6 月 定例教育委員会会議録

日 時	平成 27 年 6 月 23 日 (火) 午後 1 時 30 分～午後 3 時 32 分
場 所	秦野市役所本庁舎 4 階議会第 1 会議室
出席委員	委員長 望月 國男 委員長職務代理者 高橋 照江 委員 飯田 文宏 委員 内田 晴久 教育長 内田 賢司
欠席委員	なし
委員以外 の出席者	教育部長 水野 和成 生涯学習課長 佐藤 正男 教育部参事 鈴木 健次 図書館館長 石井 勇次 教育総務課長 山口 均 教育総務課課長代理(庶務担当) 鈴木 利昭 学校教育課長 片野 新治 教育総務課庶務班主任主事 水野 統之 教育指導課長兼 教育研究所長 柏木 荘一
傍聴者	7 名
会議次第	<p style="text-align: center;">6 月 定例教育委員会会議</p> <p>日 時 平成 27 年 6 月 23 日 (火) 午後 1 時 30 分</p> <p>場 所 秦野市役所本庁舎 4 階議会第 1 会議室</p> <p style="text-align: center;">次 第</p> <p>1 開 会</p> <p>2 会議録の承認</p> <p>3 教育長報告及び提案</p> <p>(1) 平成 27 年 7 月の開催行事等について</p> <p>(2) 平成 27 年秦野市議会第 2 回定例会について</p> <p>(3) 臨時代理の報告について</p> <p style="padding-left: 2em;">ア 報告第 14 号 秦野市いじめ問題対策調査委員会規則を制定することについて</p> <p>(4) 給食における異物混入について</p> <p>(5) 平成 27 年度英語教育にかかわる取組について</p> <p>(6) 子どもの事件・事故等について</p> <p>(7) 平成 27 年度教育研究所公開講座の開催について</p> <p>(8) 平成 27 年度はだのっ子アワード事業について</p>

	<p>(9) 市民が選ぶ未来に遺したいものはだの50選について</p> <p>(10) 大津雲山作品展について</p> <p>(11) 広域連携中学生交流洋上体験研修について</p> <p>(12) ふれあい通学合宿について</p> <p>(13) 「ミュージアムさくら塾・さくら工房」について</p> <p>4 議 案</p> <p>(1) 議案第15号 秦野市立幼稚園入園料及び保育料徴収条例施行規則の一部を改正することについて</p> <p>(2) 議案第16号 秦野市立公民館条例施行規則の一部を改正することについて</p> <p>(3) 議案第17号 秦野市重要文化財の指定について</p> <p>5 協議事項</p> <p>(1) 平成27年度教育委員会教育行政点検・評価について</p> <p>(2) はだの教育プラン及び生涯学習推進計画の策定について</p> <p>6 その他</p> <p>(1) 請願について</p> <p>(2) 平成27年度園・校における防災訓練（引き取り訓練）の結果について</p> <p>(3) 秦野市教育委員・社会教育委員合同行政視察（案）について</p> <p>7 閉 会</p>
会議資料	別紙のとおり

望月委員長

それでは、ただいまから6月の定例教育委員会会議を開催いたします。

お手元の会議次第に沿って進めさせていただきます。

まず、会議録の承認について、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

なお、秘密会につきましては、同様に、ご意見、ご質問がある場合には、会議終了後、個々に事務局のほうに申し出てください。

会議録の承認についてはいかがでしょうか。何かありますか。

—特になし—

望月委員長

それでは、ないようですので、会議録を承認いたします。

なお、秘密会の件ですが、「3 教育長報告及び提案」の「(6) 子どもの事件・事故等について」は、非公開情報等が含まれているので、秘密会での報告としてよろしいでしょうか。

—異議なし—

望月委員長

よって、3の(6)は秘密会といたします。

それでは、「教育長報告及び提案」について、お願いいたします。

教育長

それでは、よろしくをお願いいたします。資料No.1をご覧ください。

きたいと思います。「平成27年7月の開催行事等」でございます。

まず、7月1日、第2回の園長・校長会、保健福祉センターで実施をいたします。

7月1日から4日まで、ふれあい通学合宿、今年は会場が広畑ふれあいプラザでございます。平成15年からやっております、今回で13回目になります。

7月7日、学校・教育訪問、南中学校でございます。時間のご都合がつけば出席いただければと思います。

7月7日と21日、例月実施しておりますブックスタート事業でございます。

7月8日、水曜日ですが、秦野市地域婦人団体連絡協議会の60周年記念式典が文化会館の小ホールで開催されます。実は、今日午前中、婦人会の体育の集いがありまして、体育館で皆さんが汗を流して、まだこの時間はやっておられると思います。

7月9日、木曜日ですが、学校・教育訪問、本町幼稚園でございます。これにつきましても、時間のご都合がつけばご出席をいただきたいと思います。

7月17日は、定例教育委員会会議を予定しております。

同じく17日は、小中学校、幼稚園、終業式です。今年は休みの関係で若干早い終業となります。

7月18日の土曜日、ミュージアムさくら塾、第2回目でございます。桜土手古墳展示館で開催いたします。

7月20日、月曜日ですが、広域連携中学生交流洋上体験事前研修ということで、保健福祉センターで実施をいたします。

7月22日、水曜日ですが、ミュージアムさくら工房の「こども土の器屋」ということで、成形をするということで、これも桜土手古墳展示館で実施をいたします。

同じく22日、第39回の相模ささら踊り大会、会場は藤沢市秩父宮記念体育館ですが、秦野市からささら踊り保存会が参加をいたします。

7月25日の土曜日、はだのっ子アワード、ふるさと秦野検定でございます。現時点では本町小学校を会場として、人数が増えた場合には別途検討することになっています。

7月25日から8月18日、鶴巻下部大山灯籠行事ということで、灯籠立てが25日に行われます。大山の夏山の時期に灯籠を立てるということで、大がかりな組み立てがあります。市の指定重要文化財として今後指定するという予定であります。

教育部長

次のページで、7月26日から8月1日に、平成27年度坡州市英語村中学生派遣事業を予定しておりますが、現時点で、例の韓国のMERSの関係がありまして、延期という考え方で今は進んでいるということでございます。

7月27日の月曜日ですが、教育訪問で、みなみがおか幼稚園でございます。これにつきましても、時間のご都合がつけばご参加いただきたいと思います。

7月28日は、定例の記者会見でございます。

7月29日、教育研究所公開講座、「情報モラル・セキュリティ」についての講座でございます。

7月29日から31日まで、ミュージアムさくら工房の「まが玉屋」ということでございます。まが玉をつくるということで、これも桜土手古墳展示館で実施いたします。

7月30日、教育訪問で、南幼稚園を予定しております。これにつきましても、時間の都合がつけばご出席をいただければと思います。

私からは以上です。この後は、部長、課長から、それぞれ説明をいたします。

私からは、資料No.2「平成27年秦野市議会第2回定例会報告」について報告をさせていただきます。

まず、会期でございますが、6月2日から6月22日までということで、昨日議会が終了いたしております。

そして、「(3)議案審議」ということで、今回、教育委員会にかかわるものとしまして、「秦野市いじめ問題対策調査委員会及び秦野市いじめ問題再調査会条例を制定することについて」ということで上程をさせていただいております。6月4日に即決という形で審議をしていただきまして、結果、賛成多数ということで可決をいただいております。

それから、陳情ということで、「秦野市で中学校完全給食実施を求める陳情」が出されておりますが、これは前回から継続審議という形になりまして、今回も継続審査ということで結論が出されております。

それから一般質問、今回は文教福祉常任委員会の所管事項はございませんでしたので、この後ご説明しますが、一般質問がありまして、常任委員会関係はなかったということでございます。

それでは、おめくりいただきまして、まず議案審議、先ほどの条例の議案審議の中の質問等について、簡単ではございますが、ご説明をいたします。

まず、公明党の山下議員のほうからは、この条例の制定に当たりまして、「従来のいじめ対応がどのように変わるのか。また、設置効果についてはいかがか」という質問、それから、「重大事態とは具体的にどのような事態のことを指すのか」というようなことの質問、それから、「再調査が必要なケースとはどのようなケースが想定されるのか」、そういった3項目についてご質問がございました。

私の答弁等につきましては、右の欄に記載をさせていただきましたので、ご覧いただければと思います。

次、2ページのところをご覧いただきたいと思います。同じく、吉村議員からご質問がございました。「いじめ問題対策調査委員会の開催頻度とその内容はどのようなことを想定しているのか」ということ、それから、ちょっと飛んでしまいましたが、「重大事態に発展する可能性がある場合は調査を行うのか」というようなことのご質問がございました。

それから、日本共産党の佐藤文昭議員のほうからは、いじめの現状等のご質問のほかに、「いじめに対する教師の対応はどのようになっているのか。また、そのための研修はどのようになっているのか」というようなご質問がございました。

最後に、古木議員のほうからは、3ページから4ページにわたってでございますが、「この調査会の設置が学校現場の先生方のさらなる多忙化につながらないのか」というようなご質問でございました。

次に、一般質問のほうに移らせていただきたいと思います。5ページをごらんください。今回、7人の議員さんから、それぞれにご質問がございました。

まず1人目でございますが、小菅議員からは3項目にわたってご質問がありました。

1つ目は、「全国学力・学習状況調査結果と学力向上について」というタイトルで、「この調査の結果についてわかりやすく公表してほしい」、それから、「学力向上のための対策・施策はどういうものか。また、具体的な対策として、目標設定を定めたらどうか」、それから、「はだの教育プラン」、今、策定中でございますが、「学力向上をトップに掲げる必要があるのではないか」というようなご質問でございます。

それから、2つ目として、「入学式・卒業式等について」のご質問でございます。まず実態の質問がございまして、幼稚園、小学校、中学校の入学式・卒業式における国旗掲揚、国歌斉唱の実

施状況等についてご質問がございました。

それから、次のページに移っていただきたいと思います。6ページでございますが、要望といたしまして、「幼稚園、こども園、小学校の入学式で、新入生にも起立をしていただいて国歌斉唱させたらどうか」というような要望でございます。

それから、最後に「領土教育について」は、「秦野市の領土教育はどのように行っているのか」というようなご質問がございました。

次に、八尋議員でございますが、「持続可能なまちづくりについて」の3つ目といたしまして、西中学校等の複合化の状況についてご質問がございました。今回、DBO方式を採用して事業者からの提案を受けたわけなのですが、応募の辞退ということになりました。その結果を踏まえて、「今回の応募辞退の結果をどのように考えているのか」、要は、「どのように分析して捉えているのか」というようなご質問でございます。

それから、7ページのところに書いてございますが、複合施設整備推進懇話会、地元関係者で懇話会を設けてございますが、「その意見は今後どのように反映していくのか」、さらに、「再度検討しているというふうに聞いているが、いつごろまでに方針が決まるのか。また、完成時期の遅延は発生しないのか」というようなご質問がございました。

次に、野田議員でございます。「幼児教育について」ということで、SSW、すなわちスクールソーシャルワーカー、さらにはスクールカウンセラー、小中学校に派遣をいたしているわけなのですが、このスクールソーシャルワーカー等について、「幼稚園やこども園にも派遣することはできないのか」というようなご質問がメインでございました。

要望としまして、8ページに書いてあるわけなのですが、「県立秦野養護学校小中学部の整備にあわせて、県立の養護学校の専門性を生かした相談体制の整備について充実を図ってほしい」というような要望をいただいております。

次に、和田議員でございます。「学校トイレの快適化について」ということで、この快適化の中身でございますが、俗に言う温水洗浄便座について、「家庭でも普及がされてきている。こういった時代背景を踏まえて、子どもたちの学校のトイレについても温水洗浄便座を導入したらどうか」というようなご質問でございます。

それから、大野議員でございます。「中学校完全給食について」

ということで、「子育て支援という立場、視点から、中学校完全給食を実施する考えはないのか」というようなご質問でございます。

次に、佐藤敦議員でございますが、先ほどの八尋議員と同じく、「西中学校複合施設整備について」ということで何点かご質問がございました。中身でございますが、まず、「今回のDBO方式について、もう一度やるつもりがあるのか」という質問、それから、「今回の事業については、教育施設の老朽化に対するために始まったと認識しているが、老朽化の観点から、施設の整備はやらなければならないと思うが、どのように考えているのか」、さらには、「教育委員会として、その辺のことを踏まえて、やる気はあるのか」というようなご質問がございました。

最後に、露木議員でございます。「公民館等料金値上げについて」ということで、反対の立場から、「社会教育法における公民館の理念はどのようなか」というような基本的な視点に立ったご質問がございました。

以上、7人からそれぞれご質問がありましたので、しっかり答えさせていただいたところでございます。

私からは以上でございます。

教育指導課長

資料No.3をご覧ください。「臨時代理の報告について」でございます。

秦野市いじめ問題対策調査委員会規則の制定につきまして、臨時に代理をいたしましたので報告するものでございます。

1枚おめくりください。「提案理由」のところを読ませていただきます。「秦野市いじめ問題対策調査委員会及び秦野市いじめ問題再調査会条例については、平成27年6月4日に市議会の議決を受け、即日施行されたため、秦野市いじめ問題対策調査委員会の組織及び運営に関する必要な事項を定めた規則を条例施行日と同日に制定する必要があるため」という理由になっております。

もう一枚おめくりください。前回の協議に出させていただいたときと変わっている点ですが、第4条の3項です。「会議の議事は、出席委員の過半数により決し、可否同数のときは、議長の決するところによる」というように若干文言が変わっております。

この件については以上です。

学校教育課長

私からは、「資料No.4 給食における異物混入について」、No.4と本日追加でお配りした資料の2点をあわせてご説明いたします。

まず一点目、資料No.4、東小学校で起きました異物混入という

ことですが、(3)に記載されておりますとおり、調理中に米飯の釜に米を入れて水につけていたときに、長さ1～2ミリ、厚さ0.1ミリ以下の混入物が4～5個見つかったということでございますが、非常に小さい異物でございましたので、どういう異物か、また、どうして混入したのか、原因も不明ということだったものですから、児童の安全を最優先に、その日の米飯の提供を中止しております。その後、原因を調査した結果、釜の内側のテフロン加工が劣化によりはがれ落ちたものということがわかっております。釜の状態は、当日こちらでも確認をしましたが、テフロン加工がかなりはがれ落ちている状態でしたので、すぐに釜を購入いたしまして、6月8日から米飯給食を再開しております。再開までの間はパンでの対応をしております。

あともう一点ですが、本日お配りした資料ですが、昨日、北小で発生した異物混入でございます。こちらは、キャベツと豚肉の炒めものというメニューの中に、幅1センチ、長さ2センチ程度のビニール片が混入していたものでございます。ビニール片は、5年生の男子児童が食べる前に気づき、取り除いております。これにつきまして原因について調査したところ、調理に使うみその袋を開封し、計量のため一旦ボールにそのみそを入れる際にビニール片の一部が誤って混入したということがわかっております。こちらについては、民間に調理を委託しております。昨日、業者から、事故の状況とともに人為的なミスであるという旨の報告を受けております。教育委員会から業者に対して厳重注意をしたところでございます。再発防止のため、計量時の点検確認及び調理中の確認を再度徹底する旨、小学校に通知をする予定でございます。

学校教育課からの報告は以上でございます。

教育指導課長

続きまして、資料No.5をご覧ください。今年度の英語教育にかかわる取り組みということで、教育指導課が行っている事業、番号で言うと1から裏面の4まで、5以下につきましては他課の事業をここで報告させていただきます。

まず、1番の外国語指導助手(ALT)活用事業ということで、今年度、業務委託を行っているALT5名、それから、市が依頼をしている英語指導協力者1名の合計6名の先生はかわっておりません。なお、実数も変わっておりません。

2番につきましては、小学校外国語活動授業支援協力者(イングリッシュフレンド)派遣事業ということで、上智短大に学生の派遣をお願いして行っている事業です。こちらに関しましては、

小学校の3年生、4年生の授業をお願いしているところです。これは、2020年に3・4年で外国語活動が始まるということを見越して、3・4年の授業を担当してもらっております。

次に、3番、インターナショナルフェスティバルにつきましては、今年度、11月7日開催予定です。昨年度は合計200名を超す参加をいただきました。今年度も同程度もしくはそれ以上の規模でできるように頑張っていきたいと思っております。

裏面の4番、中学校英語ロールプレイ授業につきましては、まず、丸の2つ目、先ほど教育長の報告にありましたように、坡州のキャンプ村の派遣事業につきましては延期ということで、7月4日に予定されていたロールプレイについては中止という形で対応していきたいと思っております。

なお、今年度、7月に中学校1校の3年生、1月に中学校1校の2年生に対して、英語の授業の一環としてロールプレイの授業を行っていきたいと考えております。

なお、これは25年度から始めているわけですがけれども、3年生対象のロールプレイ授業は今回が初めてということです。あと、1月の中学校1校につきましては、現在未定ということで、今後調整していきたいと思っております。

次、「5 他課等の事業」ということで、(1)は既に実施済みですが、パサデナ青少年訪問団、帰りの飛行機が1日遅れたということで1日延びた事業でございます。

(2)につきましては、先ほど報告があったように、延期ということで調整中でございます。

「(3)中学生英語スピーチコンテスト」、9月20日に開催の予定となっております。

「(4)青少年相互交流事業」ということで、たばこ祭りの夜、坡州に行った子どもたちとの交流ということで、こちらも開催の予定ですが、坡州英語村の派遣が延期になったということで、予定がどうなるかということはまだ調整していきたいと思っております。

「(5)パサデナ市姉妹校とのスカイプキャンプ」ということで、今年度、10月23日、24日、1泊で予定をしております。

「(6)チャレンジ・イングリッシュキャンプ」は、12月12日から13日、表丹沢野外センターで予定しております。

続きまして、資料No.7をご覧ください。今年度の教育研究所の公開講座の開催についての案内でございます。今年度は、7月29日、堀川公民館におきまして、グリー株式会社の小宮山氏を講師に迎えまして、IT機器、インターネットの活用について正し

い知識を身につけ、子どもたちにどう伝えていくかということでお話をいただきます。タイトルがちょっとわかりにくいんですけども、「正しく怖がるインターネット」ということで、子どもたちのモラルの向上を目指してやっていきたいと考えております。グリーという会社は、基本無料の携帯電話向けのブラウザでゲームを配信する会社でございます。

なお、昨年度、情報モラル研修会でグリーの方に講師になっていただいて、かなり好評だったということで、今年度は市民を対象とする公開講座のこのようなテーマで取り組んでいきたいと思っております。

なお、市P連に関しましても、今年はこれを取り扱って県で発表するというので、今、参加について呼びかけているところです。また、今後もこの内容については一緒にやっていきたいというふうに考えております。

続きまして、資料No.8をご覧ください。今年度のはだのっ子アワードにつきまして、文芸部門、それから、体験活動部門、ふるさと秦野検定部門、3部門を今年度も実施したいと考えております。

1部おめくりいただいて、今年度のふるさと秦野検定につきましては、7月25日の土曜日、応募の人数によって、メイン会場が本町小学校、数によってはサブ会場を設けるということで、先週、この申込書につきましては配布をいたしました。7月6日が締め切りとなっておりますので、人数を集計して、また会場については検討していきたいと考えております。

私のほうからは以上です。

生涯学習課長

私からは、議題(9)から(13)までをご説明いたします。いずれも事業の紹介となりますが、まず資料No.9をご覧ください。「市民が選ぶ未来に遺したいものはだの50選について」でございますが、これは市制施行60周年記念事業の1つとして取り組むもので、本市のすばらしさを改めて再発見し、それを将来にわたり伝えていく、郷土愛を育むことを目的に実施をまいります。秦野の文化、歴史、社会を形成する自然、景観、行事、建造物、文化財の5部門の中から、未来に遺したい、伝えたいものを市民の皆様からの投票で選定をしていくものでございます。

投票資格といたしましては、ここに書いてあるとおり、市内在住、在勤、在学の方といたしまして、投票は7月から9月の3カ月間、生涯学習課、桜土手古墳展示館、図書館、公民館、宮永岳彦記念美術館など、公共施設に配置する投票用紙、または市ホー

ムページによって投票を行っていただきまして、投票数の上位50点を50選としてまいります。その結果については11月に公表していく予定でございます。

また、あわせて、投票対象を撮影した写真の募集もしてまいります。そして、投票で選ばれた50選の内容をまとめた冊子もあわせて作成していきませんが、先ほどお話しした写真、募集した写真もその中で活用していきたいと考えております。

さらに、選ばれた50選に愛着を持ってもらう機会として、これは来年度以降の話になりますが、50選を題材とした写真コンクール、それから、各地を巡るウォーキングイベントも検討していきたいと考えております。

続きまして、資料No.10の「大津雲山作品展について」でございます。これも市制施行60周年記念事業として取り組んでまいります。本市出身の著名な南画家である大津雲山画伯の生誕130周年にちなみまして、郷土の文化人の業績を紹介するため、個人の所蔵作品も活用しながら、作品展を開催するものでございます。このため、現在は、作品借用と情報提供の協力を得るため、「広報はだの」の6月15日号にまずは記事を掲載しまして、現在も、市のホームページや、本日、チラシが添付してあると思っておりますが、このチラシを公共施設に配置をしましてPRに努めております。昨日までに21名の方から作品の借用等の協力の申し入れを受けておりますが、また、平成元年に一度、大津雲山展を開催しておりますので、その協力者のほうにも作品の借用等の依頼をしていきたいと思っております。

作品展の開期等については、主文にあるとおり、今年の12月3日から13日まで、文化会館展示室で行いまして、開期中の5日には記念講演を図書館視聴覚室で開催していきます。資料にはありませんが、講演については、昨日調整をしまして、山種美術館の元学芸課長で、現在、千葉県市川市の東山魁夷記念館の専門学芸員である川口直宜氏を講師に招く形で調整を進めております。

なお、展示作品の写真や解説などをまとめた図録を刊行するとともに、あわせて、集めた作品の台帳も整備していく考え方でございます。

そして、昭和45年11月に、当時の国会議員、県議員、秦野、伊勢原、両市長を初め、当時の政財界など、市民有志の手で雲山画伯の顕彰碑が弘法山公園の一角に建立されております。これを機会に顕彰碑をPRしようという形で、説明板も設置をして

いまして、観光客でにぎわう弘法山の一角でございますので、多くの方に秦野の文化人の功績を紹介していきたいと考えております。

続きまして、資料No.1 1、広域連携中学生交流洋上体験研修です。この事業は平成13年度から実施しておりますが、東海大学の海洋調査研修船「望星丸」を利用しまして取り組んでおります。当初は本市単独の取り組みでしたが、17年度からは広域行政事業として、秦野、中井、大井、松田、二宮、清川の1市4町1村の中学生から参加者を募りまして取り組んでおります。

船上での集団生活や自然体験を通じて協調性などを養い、市町村の枠を超えた仲間づくりを行ってまいります。ことしは、資料にあるとおり、8月1日から3日までの2泊3日の日程で、清水港から新島に向かう予定です。

参加者の定員については、秦野市が35名、そのほかの自治体は各10名の全体で85名となっておりますが、現在の応募状況は全体で75名という形になっております。募集は6月30日まで延長しておりますので、定員に行くのではないかとというふうに考えております。

なお、今回は、1市4町1村の首長も乗船をしまして、参加者との交流、それから、今後の青少年育成を話し合う洋上サミットも8月1日から2日までの1泊2日の日程で行われる予定でございます。

続きまして、資料No.1 2のふれあい通学合宿でございます。この事業についても、平成15年度から、大根中学校区の特殊な取り組みという形で、広畑、大根小の4年生から6年生を対象に、学校、PTA、地域、意欲のあるボランティア、東海大学が、お互い手をとり合いまして子どもたちを見守るという形で取り組んでおります。先ほど、教育長からもお話がありましたが、今年は7月1日から4日までの3泊4日で広畑ふれあいプラザで実施いたします。

参加者は、大根小が20人、広畑小が19人の合計39人、それから、大根中学校の生徒10人も東海大のローバースカウト隊の11人とともに学生ボランティアとして参加をいたします。

主な活動については資料の裏面のとおりでございます。調理、清掃などの日常生活体験、近所の9家庭へのもらい湯、それから、長寿会との交流などにも取り組みながら学校に通学するという形で進めてまいります。

最後に、資料No.1 3でございます。これも先ほどの教育長の報

告にございましたが、ミュージアムさくら塾・さくら工房でござ
います。桜土手古墳展示館では、文化財や歴史・文化への市民意
識を高めるさまざまな自主事業の一つとして、夏休み期間中を中
心にこの事業を進めております。

まず、ミュージアムさくら塾でございますが、この講座は、平
成18年度から毎年、6回シリーズで開催をしております。考
古学や歴史、民俗の専門家を講師に招きまして進めております。
今年度は、市内各地区に関係する内容をテーマに行いまして、第
1回目は、6月27日に、かながわ考古学財団職員を講師に、北
地区の発掘遺物を題材として、発掘された災害の痕跡を学んでま
いります。2回目は、7月18日に、大根、鶴巻地区で伝承され
ているお盆の行事、それから大山灯籠行事などを、秦野市の文化
財保護委員の小川直之国学院大学教授が講義をいたします。3回
目以降は、現在、日程、講師などを調整しておりますが、この講
座は各回とも、開催は午前10時から正午まで、定員は70名、
受講料は千円を徴収しております。

次に、ミュージアムさくら工房です。資料をおめくりいただい
た裏面でございます。これは、夏休み期間中に、小学生、中学生
が気軽に文化財に触れ合う体験学習の場として開催しております。
「こども土の器屋」については、縄文式土器を製作するもの
で、成形作業を7月23日、焼成作業を8月20日に行います。
そして、「こどもまが玉屋」は、古代人の装身具であるまが玉を
砂と竹串を使って石に穴をあけてつくります。これは7月29日
から8月1日の毎日、定員18名で開催いたします。

なお、1日は、「親子まが玉屋」という形で保護者も参加する
ようなものも同時開催をいたします。

大変長くなりましたが、以上で説明いたします。

ありがとうございました。

13件あるのですが、(6)は秘密会となりますので、(1)
から(7)までについて、ご意見、ご質問等があれば願いま
す。

議会関係がありましたら、まずそちらから願います。

議会関係で7ページですけど、八尋議員から、「複合施設整備
推進懇話会の意見は今後どのように反映していくのか」という質
問がありますけど、懇話会というのは今も継続してやっておられ
るのか、お聞きしたいのですが。

今回、残念ながら、参加辞退があったDBO方式ですが、これ
とは関係なく、懇話会については複合施設整備事業のために設置

望月委員長

飯田委員

教育総務課長

をしてございます。先週も、この報告を兼ねて懇話会を開催させていただいたところでございます。引き続き、今後の事業手法、スケジュール等の検討の部分に当たっても、ご意見をいただいいていこうというふうな考えを持ってございます。

望月委員長

よろしいですか。

ほかにどうでしょうか、議会関係はありますか。

教育長

先ほど、部長の説明で、いじめ問題対策調査委員会と再調査会の条例の制定で即決という説明がありました。通常ですと、こういう条例制定ですと委員会付託という形になるのですが、今回の場合には委員報酬を補正予算で提案しています。補正予算で委員報酬を提案すると、そちらのほうが先に処理されます。そういう場合には即決をするという議会の中のルールがありまして、即決という処理になっています。そのために、ここにあるように、大分、議案審議の中でいろいろな意見があるという、そういうご理解をいただければと思います。

望月委員長

よろしいですか。

ほかにどうでしょうか。

高橋委員

給食における異物混入についてですけど、先日、「まほろば秦野通信」のほうで、小麦粉を使ったパンを提供しますというお知らせが入って、大変よい取り組みがあったなと思って喜んでいましたら、その後また異物混入ということがありました。細心の注意を払って調理されているとは思いますが、異物混入に関しては、給食が委託になっていますよね。そちらとの関係を懸念されている向きもあると思うのですが、そこはいかがでしょうか。

学校教育課長

今、委託というお話がございましたが、市内、小学校13校ございますが、そのうち民間委託しているのは9校ございまして、直営でやっている学校がまだ4つございます。いろいろご意見はあると思うのですが、委託だから危険とか、そういう話は全然ないと思います。委託の方も一生懸命やっていただいで、事故のないように細心の注意を払ってやっていただいでいると思います。器具が古いとか、さっき、釜のテフロン加工がはがれて異物混入という話もありましたので、そういうものは私ども教育委員会がちゃんと絶えず更新していかなければいけないなとは思っておりますが、調理委託の中での調理員さんの作業については、細心の注意を払っていただいでいるとこちらのほうも理解しております。

教育長

今の委託のことでの不安といいますか懸念なのですが、実は、当時、最初に委託にしていこうということの説明を保護者の皆さ

んにしたときに、やはり、委託だと心配だという意見がありました。そのときの議論の中で、公務員なら安心で民間事業者では不安だという、こういう意見も現にあったんですね。ところが、基本的にきちんとしたマニュアルのとおりつくってやっていて、特に今回の異物混入のうちのテフロンがはがれたという、こういうものは教育委員会として定期的な更新をしていっているのですが、今回のものについては相当古くなっていったというのは事実なんです。ですから、緊急的に学校教育課のほうで全ての機材の点検をして、更新すべきものを先に更新するという手だてをやりました。

次の件については、本当に単純ミスですね。切ったものをそのままという。ですから、細かいマニュアルを、委託業者も直営も全てマニュアルを持っています。そのとおりにやれば、こういうことが起きるはずはない。こういうことというのは2番目のことですね。1番目は劣化していたために起きてしまったことですから。2番目についてはミスですから、これは、もう一度マニュアルの点検をやってもらうこと、それからもう一つ、海老名市のように、新聞にありましたが、余り頻繁に起きるので、再度、点検のための点検マニュアルをつくって対応するというのをやっています。ですから、秦野も、連続してありますと、そういうことももう一度やらなければならないだろうということで、学校教育課のほうには指示をしてあります。

単純ミスが一番怖いです。いつ起きてしまうかわからないという。ですから、もう一度よく見直しをしてくれと。現場でも注意を払っているそうなのですが、前回のものもそうなのですが、点検ミスというちょっとしたことでこういうことが起きてしまうということですから、再度徹底をするということの指示は出しております。

高橋委員

2番目の場合、今だと、冷蔵庫から袋を出した場合に、こうやってしまっていますよね。切ったものが底についてしまって、それに気がつかないとか、そういう場合もあると思いますので、そういうところに注意していただきたいのと、テフロン加工はよくはがれてしまうんですね。お米をとぐときに、テフロンのところでといてしまうとはがれやすくなります。だから、劣化につながりますので、そういうところもちょっと注意していただけたらいいかなと思います。

教育長

徹底をしてやります。

望月委員長

ほかにどうでしょうか。

教育部長

私も十分読み取っていないのですが、西公民館についての今後の予定というんですか、その辺については業者が決まった段階で決めなければいけないのか。これからの見通しはどんなふうになっているのでしょうか。

今回、西中学校の体育館、武道場、それから西公民館、そういったものを複合化ということで、やり方として、公民連携の、民間の力をできるだけ活用していこうというやり方でDBO方式を採用したわけなのですが、結果として、事業者のほうで、経済情勢、それから東京オリンピック等の建築資材の高騰を受けて、なかなか先行きの見通しがしづらいというような、そういった背景もあって手が下がってしまったということで理解をしております。

現在、手法も含めて、また複合化の形態も含めて、ゼロベースと言ったらいいんですか、事業をやることは間違いないのですが、そのやり方、それから複合化の範囲、そういったことも含めて、今、検討をさせていただいております。ですので、公民館についても、全体の中で公民館をどうしていくか、公民館という形、コミュニティセンターという形、いろんな捉え方もあろうかとは思いますが、そういったことも含めながら、よりよいものにしていきたいなというふうには思っております。

望月委員長
教育長

ほかにどうですか。

今、部長が説明したとおりなのですが、喫緊の課題として答えを出さなくてはいけないのは消防の問題です。なぜかといいますと、第二東名の開通予定が決まっておりますから、それに合わせて消防は新たなものが整備されませんと、御殿場までの長い距離に対応する機能を持たせなくてはなりませんので、今、そのところは早急に詰めるということをやっています。

望月委員長

ほかにどうですか。

露木議員の「公民館等料金値上げについて」の答弁で、「本市の生涯学習計画の基本理念では、市民が楽しく気軽に」云々とあるわけですね。私も、実はこの日曜日に学会があつて東京に行ってきたのですが、神奈川県の間では想像ができないような厳しい状況があるということの報告がいろいろな事例の中でありました。例えば北海道では、学校が成り立たなくて、どんどん統合してしまう。それから、お金もないから公民館活動も切ってしまう。それで、統廃合したある学校の中に公民館の機能も発揮させるとか、そういう事例を聞いて、我々、神奈川にいる人たちにとってみると、本当に想像を絶するような厳しい状況があるんだなとい

うことをつくづく思ったわけです。本市は幸い公民館というものには従来から非常に力を入れていますので、ぜひ、この生涯学習計画の基本理念をしっかりと踏襲して、そして、財政も厳しいです。公民館活動の中身を充実されていくことが求められると思います。

それから、議会のほうから、幼稚園、こども園の国歌斉唱ということですが、この件については、かなり心理学的に見てどうかというような議論もしながら対応していくことが必要ではないかと思えます。単に歌わせて形だけというようなこともできると思いますが、発達段階、課題等を十分踏まえながら、教育的に見てそれはどういう効果があるのかというようなことも十分議論しながら方向性を見つけていくということが非常に大事だと思います。

それから、学力向上については、今、全国的に学力向上に振り回されてしまう嫌いがありますが、学力格差とか経済格差というような2つの部分に非常に絞られてきている、そういう感じを私は持っているわけでありまして。本市としても、今までどういうふうに事業を改善しながら、どうしていったらよいかという取り組みをやってきています。新たに今年度は学校研究推進の担当者会を開く。これが今年度の本市の取り組みとしては非常に注目を浴びるところであります。初年度ですからいろいろ課題等が出てくると思うので、しっかりと情報交換しながら、そして分析して、どう指導に生かしていったらよいかということが、重要なことです。時間をかけて、中身の濃いものにしていく。ただ1年開いてすぐ来年結果を出さなければいけないというスタンスではなくて、充実させながら息長くやっていく。そして、長い展望の中でどういうふうに学力をつけたらよいかという、そういう視点を大切にしていきたいと思えます。

それでは、よろしいですか。

今、議会のほうに集中しましたが、ほかにどうでしょうか。

ふれあい通学合宿、私、去年、事前研修に参加させていただいたのですが、今年も場所は大根公民館でいいですか。

生涯学習課長

今回、会場が広畑ふれあいプラザになっておりますので、事前研修も広畑ふれあいプラザで開催する予定です。日にちは、今週の27日、土曜日、広畑ふれあいプラザのほうで1時半から事前研修をやる予定でございます。今週の土曜日です。

望月委員長

今年は、27日、土曜日、1時半から、広畑ふれあいプラザです。わかりました。

ほかにはどうでしょうか。

—特になし—

望月委員長 それでは、ないようでしたら、（８）から（１３）まででありますでしょうか。

飯田委員 洋上研修について、先ほど、参加が今７５名ということですが、秦野が何人とか、内訳がわかったら教えていただきたいんですけど。

望月委員長 今わかりますか。

生涯学習課長 内訳としましては、秦野市が３５人、中井町が１０人、大井町が７人、松田町が６人、二宮町が７人、清川村が定員の１０人という形です。

望月委員長 清川は１０人ですか。

生涯学習課長 はい。

飯田委員 この洋上研修、以前は１００人でしたか。

生涯学習課長 先ほどの説明の最後のほうで、洋上サミットを今回開催するというので、１市４町１村の首長も参加しまして、大人が２０人ぐらい乗りますので、船の定員というのがございまして、その分参加者のほうに影響したという形になります。

望月委員長 定員まであと１０人ですか。

生涯学習課長 そうです。

望月委員長 大丈夫ですね。

生涯学習課長 大丈夫です。

内田委員 １日、２日で洋上サミットということでスケジュールされていますけれども、これは船の中で並行してやるということによろしいですか。

生涯学習課長 はい。詳細を最終的に、実は明日東海大の清水校舎のほうに行きまして、いろいろ船の責任者と調整しますが、基本的には、船上でサミットをやりますので、船のサロン室を活用しながら、そこで首長の皆様方はサミットをやる。子どもたちは違った活動を船上でやるという考え方です。

教育長 今回、実は二度目なんです。以前にやったことがありまして、市長の提案としては、首長と教育長もという話が当初あったのですが、そこまで大人の人数を増やしますと子どもへの影響が相当ありますから、これは企画部門が所管をしているのですが、そちらでサミットはサミットとして実施をする、体験研修は体験研修として生涯学習が所管をしてやる、そういう組み合わせでやるということなんです。

望月委員長 ほかにどうでしょうか。

市制60周年の50選、これはおもしろいですね。決まりましたら写真コンクールとかウォーキングイベントの開催を検討していく。将来的に、例えば秦野のカレンダーに各部門から2点ずつ選んで1年間全部掲載していくことも検討してみてください。

大津雲山の碑は、権現山と弘法山のちょうど分かれ目に大きなものがありますよね。やっぱり秦野のすごい偉人だなという。あの碑を見ると、大きさからいって相当高いですよ。それから、左に20メートルくらい行って、同和教育の先駆者の植木俊助先生の碑があります。当時の外務大臣の岡崎さん、それから内山知事さんとか。私も大分前に植木先生の碑を見に行ったことがあるんです。だから、この機に大津雲山の碑を市民の人が見ておくのもいいかと思います。中身の文章が難しいのですが、うまく現代版に訳してみると、さらに大津雲山先生の業績がよくわかると思います。

生涯学習課長

今のお話、実は、碑文の内容は既に現代版に訳した形で持っております。そこを、先ほどご説明したとおり、あえて説明板を、現代語に訳したものとかそういうものを、説明板の内容は今検討しておりますが、そういうものをお示して雲山の功績を紹介したいと思っております。一応、解説はさせていただきました。

望月委員長

そうですね。お願いします。

教育長

50選で、水無川の上流の猿渡堰堤は。

生涯学習課長

あれは国の登録文化財です。

教育長

意外と知られていないんですよ。登録文化財が、大倉の先の水無川の上流、猿渡という堰堤のところにあるんです。その当時つくった石積みの。ですから、本当はそういうものがここに出てくればいいのですが、意外と知られていないので。

高橋委員

理科の教科書に載っていましたね。

生涯学習課長

教育長が言った今のお話は内部ともいろいろ、これを機会に、秦野の知られていない部分、特に指定文化財などをアピールしていこうと。これから投票用紙を配布する際にチラシというか応募要項をつくりますから、そこになるべく気がついていないものを写真で名前を書きながら紹介していこうかなと。それを誘導するわけじゃないのですが、こういう機会に、投票だけじゃなくて、そういうものを知っていただくという意味合いもありますので、そういう形は今進めていこうと思っております。

望月委員長

ほかに何かありますか。

—特になし—

望月委員長

それでは、次の議案のほうに入りたいと思いますが、議案第

15号、お願いします。

それでは、私のほうは、議案第15号「秦野市立幼稚園入園料及び保育料徴収条例施行規則の一部を改正することについて」、ご説明をさせていただきます。

この徴収条例につきましては、市立の幼稚園、入園料が5,400円、保育料が1カ月8,800円というようなことで、その部分については条例で定めをさせていただいているところです。今回の施行規則の一部改正ということで、この施行規則につきましては、主に、保育料、入園料等を、経済的な困窮世帯ですとか多子世帯への対応として減免を実施しております。主にその減免について定めている施行規則でございます。今回、提案理由の中にございますが、子ども・子育て支援法が4月1日に施行されたのですが、その施行令の一部改正に伴いまして、今申しました市立幼稚園の入園料、保育料の減免について、次のとおり改正をしていくというものでございます。

1番目としましては、減免を受ける対象者について規定がございませんでした養育里親と児童福祉施設の長等を新たに対象者として加えていくとともに、多子世帯、お子さんが2人以上おられる世帯について、保育料の減免の額を従来に比べて増額をするということでございます。

それともう一点、従来、市民税の非課税世帯については一定の減免措置をしていたわけですが、その非課税世帯のうち、配偶者のおられない方ですとか障害者手帳の交付を受けた方の世帯、こういったものの保育料について全額を減免していくということが子ども・子育て支援法の施行令の中で示されましたので、それに伴って改正をするものでございます。

おめくりをいただきまして、その改正をするための規則でございます。横長になりますが、4ページ目に、この規則の新旧対照表がございますので、それをごらんください。これは実際に規則の内容を変える部分でございます。先ほど申しましたように、3条で、減免を受けることができる者という、要するに減免の対象者でございます。(3)の中に、養育里親と4行目の児童福祉施設の部分を対象者として加えるというようなことです。その下の2項につきましては、同一世帯という表示を加えて、養育里親等というようなものを加えるというふうなことでございます。

おめくりをいただきまして、2ページ目に、多子世帯の減免の表が「別表第1(第3条関係)」というふうなことで、左側が新しく右側が古いわけですが、この中の第2子、第3子と

いう部分になります。第1子は多子世帯とは違いますので、兄弟を含めて幼稚園に通っている子が第2子または第3子の場合ですけれども、その場合、世帯の区分の2番目に「市民税非課税世帯及び市民税所得割非課税世帯並びに養育里親等」という欄がございます。その欄の右側を見ていただくと、従来、第2子の場合には8,800円から減免額5,800円、逆に言いますと負担額は3,000円になるわけですが、従来、3,000円の負担、5,800円の減免となっていたものを7,300円の減免で、負担的には月額1,500円というふうな形にかえる。第3子については、従来は6,400円の減免で2,400円の負担をいただいていたのですが、これについては全額を減免するという形になります。

それと同じように、第3子以降の欄を見ていただくと、4ページの次の表に「上記区分以外の世帯」とございますが、第3子につきましては全て、家庭の状況にかかわらず8,800円全額を減免していく、このように国の法令に従って改正をしていくということでございます。

4ページの「備考」の1については養育里親を加えているものでございます。2については変更はございません。3に、先ほど申しましたように、市民税非課税世帯または市民税所得割非課税世帯のうち、次の各号に定める世帯については8,800円を減免するという事で、(1)から(7)まで、母子、父子等の世帯ですとか、先ほど言いました障害者手帳の交付を受けている者の世帯、こういった世帯につきましては、従来ですと3,000円の負担をいただいていたところですが、全額の減免という形に変えるというものでございます。

この減免に伴って、まだ27年度の収入自体は入ってございませんので見込額でございますが、おおむね150万円、率にして2%程度、27年度の保育料は収入が減るという状況でございます。

なお、最後に書いてございますが、27年度以降の減免からということで、この4月の保育料から遡及して減免を行っていくということでございます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

何かご意見等ございますか。

今、最後に課長が、影響額が150万円、2%と言ったのですが、本来でしたら150万円が予算の中に入ってこなくてはならないものがなくなるわけですね。国が子ども・子育て支援法とい

望月委員長
教育長

う法律の中で施行令の一部改正をして、本来でしたら、こういうことをやるのだから国がその分をきちんと補填するということがなされるべきところなのですが、一切そういうものはありません。直接その分を税金で賄うという形になります。ですから、そういうことを国に強く言っていかななくてはならないと、そういうことは感じています。

望月委員長

ほかにどうですか。

—特になし—

望月委員長

それでは、議案第15号「秦野市立幼稚園入園料及び保育料徴収条例施行規則の一部を改正することについて」、原案のとおり可決することにご異議ございませんか

—異議なし—

望月委員長

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

引き続きまして、議案第16号「秦野市立公民館条例施行規則の一部を改正することについて」の説明をお願いいたします。

生涯学習課長

それでは、議案第16号「秦野市立公民館条例施行規則の一部を改正することについて」、ご説明いたします。

これについては、5月の定例教育委員会会議でご説明をいたしました公共施設の利用者負担の適正化に向けた実証実験の実施に伴う形で改正をするものでございます。この実証実験については、子どもの共用利用の無料化と開放していない施設の一般開放を試行的に行うということでございまして、そのうち公民館の卓球利用についても、中学生以下の利用については7月1日から8月31日の間は試行的に無料化をするということで、それに伴いまして、使用料の免除、これは特例措置という形でございますが、これについても当該規則を改正するため提案をするものでございます。

改正内容といたしましては、1枚おめくりいただきますと内容が書いてございます。先ほどお伝えしたとおり、中学生以下の者が、7月1日から8月31日までの間、個人による卓球で会議室等を使用するときは、その使用料を免除するという。それから、使用料の免除に当たりましては、卓球の場合には使用の受付簿というものがございます。そこに記入することにより申請書の提出と承認通知を省略するという。この2点について公民館条例施行規則の附則の中に追加する形で実証実験の使用料の免除を特例としてやっという形になります。

この規則の施行日は7月1日からということでございます。

以上でございます。

望月委員長
内田委員
生涯学習課長
内田委員
生涯学習課長

それでは、これについて何かご質問、ご意見ありますか。
市内の公民館全て同じ改正でということによろしいですか。
はい。

現在どれくらいの利用があるんですか。

26年度の実績でございますが、全体で1,674人が使用しておりまして、収入額は69万6,600円という形です。条例で卓球台1台につき1時間当たり200円を徴収しておりますので、その金額が69万6,600円だと。ただ、この1,674人のうち今回の実証実験の対象となる中学生以下が何人かということまでのデータはございませんので、そこは把握できていません。

望月委員長
生涯学習課長

8月31日までの期限つきとなっているのですが、それ以後も無料というような可能性はあるのですか。

公共施設の利用者負担の適正化という形は全庁的にやっております。今、いろいろ方針はできておりますが、その方針の中では、メリハリのついた使用料制度をつくろうという形で、子育て支援という部分で、子どもの使用については基本的には無料化しているということが方針の中に書かれていますので、この方針に基づいて適正化を進めていくという部分がいろんな形で段階を踏んでまいります。それに向けた形になると書かれています。

望月委員長
生涯学習課長

その結果については10月の教育委員会会議あたりで提示できるのですか。

この実証実験については、公民館に限らず、スポーツ施設等もでございます。この全体的な実証実験は公共施設再配置推進課が担当課になっておりますので、それを取りまとめたものが10月に間に合うかどうかわかりませんが、まとめたものはきちっとこの会議の中でもご報告はさせていただきたいと思っております。10月になるか11月になるかわかりませんが、でき次第ご報告させていただきます。

望月委員長
教育長

そういうような状況です。

当然、議会にもかけるわけですね。

この規則改正は公民館条例施行規則ですから、施行規則の場合は、手続上、議会にということまでではなくても進みます。ただ、今回の場合には、先にそういう実証実験をやるということは決まったのですが、それに伴う事務处理的なものがないままだったので、それをここでやるという形になります。

望月委員長
教育長

では、施行規則の場合は議会にかけなくてもよい。

議会の議決事件ではありません。

望月委員長

そうですか。勉強になりました。

ほかにどうでしょうか。

—特になし—

望月委員長

それでは、議案第16号「秦野市立公民館条例施行規則の一部を改正することについて」は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

—異議なし—

望月委員長

よって、議案第16号は原案のとおり可決することになりました。

続いて、議案第17号「秦野市重要文化財の指定について」の説明をお願いいたします。

生涯学習課長

議案第17号についてご説明いたします。

まず、この指定の対象は、鶴巻地区で傳承されている鶴巻下部大山灯籠行事でございます。この行事は、毎年、地域住民で組織する保存会が鶴巻第一自治会敷地内に大山灯籠とそれを風雨から守る覆屋を組み立てまして、かつて大山詣ででにぎわった夏山と呼ばれる期間、具体的には7月25日から8月17日の間に灯明を灯すものでございます。

この指定に当たりましては、昨年7月の組み立て時に秦野市の文化財保護委員会の委員が現地調査を行っております。そして、今年の3月に保存会から指定に当たっての申請書が提出されまして、これを受け、4月の定例教育委員会会議の中でも議決を受けた後、教育委員会から文化財保護委員会に諮問をしまして、5月に文化財保護委員会から指定が適当との答申を受けております。

1枚おめくりいただきたいと思っております。文化財指定理由書という形になっておりますが、この中に書いてあるとおり、指定する一つとしては、大山灯籠が他の地域に見られない大がかりな覆屋が組み立てられていること。また、灯籠の竿部に、明和6年（1769年）建立、文政5年（1822年）再建と刻まれている。灯籠自体の築造年代がこういうふうに明確になっているということは珍しいということ。さらに、行事が地域の手で継続的に行われているということ。そういうことを踏まえた中で、江戸時代中期以降の大山信仰の様子を示す貴重な史料であるという結論を文化財保護委員会で得て、指定が適当という形になりました。これを受けまして、秦野市指定重要文化財に指定するため、今回、提案をするものでございます。

以上でございます。

望月委員長

いかがでしょうか。

望月委員長

教育総務課長

前回の教育委員会会議でも出ていましたので、皆さんも十分承知ではないかと思いますが。

それでは、議案第17号「秦野市重要文化財の指定について」、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

—異議なし—

よって、議案第17号は原案のとおり可決いたしました。

それでは、引き続き協議事項を行います。

協議事項(1)「平成27年度教育委員会教育行政点検・評価について」の説明をお願いいたします。

27年度の点検・評価につきましては、毎月ご協議をいただいているわけですが、4月に全体の概要、5月には教育委員会活動についての部分をご協議いただきました。今回は、施策の点検・評価についてご協議をいただきたいということでご提案をさせていただきます。

資料をご覧くださいと、点検・評価についてということで、1番で「『平成26年度主要施策』の点検・評価」というようなことで、21の主要施策を前回にも定めていただいておりますけれども、その点検評価について、これは言葉じりが「しました」という表現になっておりますけれども、これは最終的に出す形にしていただきますので「しました」という形にさせていただきます。

「(1)自己点検・評価」ということで、事務局の点検・評価シートによる自己点検・評価。実は、4ページ、5ページのほうに、例といいますか、No.1には先ほどご質問のあった西中学校の複合施設の関係の事業を載せさせていただいてございますが、この4ページの内容と点検・評価ということで5ページの右側の部分、それぞれ、達成度、必要性、代替性、効率性、課題・問題点という部分の5項目について自己評価、これに部長評価を入れまして、(2)としまして教育施策点検・評価会議のほうの評価を入れていただいて、一番下に教育委員による評価という形にさせていただきますと考えてございます。これは昨年から教育施策点検・評価会議のほうを入れさせていただいて実施をさせていただいてございます。

1ページに戻っていただいて、(2)の教育施策点検・評価会議につきましては、PTAの役員さん等、学校の関係者、学校の先生、元校長先生も入れて6名、社会教育委員さん2名、図書館協議会委員さん1名、計9名で教育施策点検・評価会議を設定して、客観的な評価をいただくということ。それと同様に、A、B、C、Dの4段階で評価をいただくという形。

教育委員につきましては、例年と同じでございますけれども、学習会を実施しまして、担当課との意見交換、説明をさせていただいて評価をしていただくというような形をとりたいと思っております。これも同様にA、B、C、Dの4ランクで評価を行っていくということです。

2ページ目に、その評価のA、B、C、Dの内容についてということで、これは若干昨年と変えてある部分がございます、例えばAを例にとりますと、昨年は「拡充して実施」という表現になってございました。昨年の外部の点検・評価会議の中で、「拡充して実施」「継続して実施」「改善の上実施」「廃止を検討」という項目だったのですが、課題はあるけれども拡充してもらいたいような事項もあって、今回、事業の現在の状況の評価とともに今後の部分、両方を入れるような形で、Aについては「期待以上の成果（拡充して実施）」という形、以下同様に、「一定以上の成果（継続して実施）」、「課題等あり（改善の上実施）」、「成果が低い（廃止を検討）」ということで、現状の施策の評価と今後の実施の方向性ということで並列して書かせていただくような形に変えました。

3ページには、先ほど申しました26年度の主要施策としては21事業ということで、それぞれ担当の部分については各教育委員さんに前回割り振りをさせていただいているところでございます。

従来ですと、4ページ、5ページの点検・評価シートは別冊にしておりました。点検・評価は2冊つづりの冊子でございましたが、別冊ですと分かれてしまうという部分もございますので、今回からは、4ページ、5ページがNo.1ですけれども、同じように、6ページ、7ページにNo.2を入れていくという形で、点検・評価も報告書の中に一緒に入れていくような形で実施をしていきたいと考えてございます。

一番最後の6ページにスケジュールがございます。先月いっばいで自己点検・評価ということで、今後ですが、6月26日に、先ほど申しました9名の外部の評価委員による評価会議の1回目を開かせていただいて、7月24日に2回目ということで、その間に約1カ月間で評価会議の評価をしていただくということ。それがまとめ次第、学識経験者でございますが、今年は、学校教育については保健福祉大学の小林先生、生涯学習の部分については東海大学の名誉教授の逢坂先生ということで、学識経験者による総合的な評価をいただくという予定でございます。

その後、8月14日、これは教育委員会会議の日でございますが、終了後に学習会を実施させていただいて、9月の定例教育委員会会議に議案として提出する、9月の市議会の期間中に報告をするという形で、実は、例年ですと8月14日に議案として提出をさせていただいていたのですが、今年は9月に1カ月先送りとなりました。

と申しますのも、ご承知のように、教科書採択が7月、8月の頭までいくということ、あと、教育プラン、総合計画の策定という部分もございますので、それと市議会議員の改選期ですので議会が始まるのも若干遅くなるということがございますので、作業が集中するというので、例年は7月にやっていたのですが、8月の定例教育委員会会議終了後に学習会を行っていくというように日程のほうを変えさせていただいておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

望月委員長

ご意見、ご質問はありますか。

皆さん全て今までご経験があるから、やり方とか内容等についても理解していただいているのではないかと思います。

教育総務課長

8月14日は午前中ですか。まだそこは決めていないですか。

定例教育委員会会議が午後1時半からですので、それが終わった後でやらせていただければと。

望月委員長

それでは、次に入りますが、協議事項の(2)の「はだの教育プラン及び生涯学習推進計画の策定について」の説明をお願いします。

教育総務課長

はだの教育プラン及び生涯学習推進計画の策定につきましては、4月の教育委員会会議のときに進行表を出させていただきました。一部進行の修正がございますので、改めて出させていただいているところでございます。

変更があった部分でございますが、一番上の「はだの教育プラン策定スケジュール」ということで、4月に出させていただいたときには、施策の体系案の策定が6月で、その後、素案の作成ということになってございましたが、1カ月程度送って、7月に体系案作成ということにさせていただいております。実は、並行して総合計画の策定もやっておりますので、特に5月、6月については、あわせてやっていくものですが、総合計画のスケジュール等に合わせる中で1カ月ほど先送りをさせていただいております。

それに伴って、はだの教育プラン策定懇話会、これは外部の方

でございます。学識経験者2名、学校関係者3名、保護者2名、社会教育委員1名ということで、8名で策定懇話会をつくってご議論いただくわけですけれども、その予定も当初は6月でしたが、第1回目は7月24日で調整をさせていただいているところでございます。同様に、教育委員会会議での学習会につきましても、6月を予定していたわけですけれども、これについても7月のほうに持っていくような形になってございます。

生涯学習推進計画については特に修正はございません。素案の作成、体系案の作成、そういった部分のスケジュールが若干変更になったということで、今日、ご報告をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

望月委員長

何かご意見、ご質問ありますか。

総合教育会議もありますので、それとお互いに連絡をとり合うのに、いつ総合教育会議を開くか、それから、こちらのほうのプランニングはどうかという、その辺の兼ね合いを今年は考えなければいけないので、よろしくどうぞお願いします。

ほかにどうでしょうか。

本当に執行部の皆さんは大変じゃないかと思いますが、よろしくどうぞお願いします。

それでは、次に移りたいと思いますが、「その他」に入ります。

「(1) 請願について」の説明をお願いいたします。

教育総務課長

請願について、ご報告をさせていただきます。

4月の定例教育委員会会議の中で教科書採択制度についての請願がございまして、ご審議をいただいて不採択という結果になってございます。それにつきまして、不採択理由の撤回を求める請願の提出がございました。これにつきましては、秦野市教育委員会請願取り扱いに関する要綱がございまして、その第3条第3項の中に、同一趣旨の請願は机上配付による報告をもって付議にかえるという規定がございまして、その規定に従いまして、今回提出された請願につきましては、同一趣旨の請願であるということで、その後、特に教育を取り巻く社会情勢ですとか教育委員会の取り組みの方向性が大きく変化するというようなことはございませんので、今回は机上配付ということで、審議はしないということでございます。

望月委員長

それでは、次に行きます。「(2) 平成27年度園・校における防災訓練(引き取り訓練)の結果について」、お願いします。

教育総務課長

例年行っています防災訓練でございます。平成27年度の園・

校における引き取り訓練の結果について、ご説明をさせていただきます。右上に「その他1」と書いてある資料でございます。

実施日は、6月2日に実施をさせていただきました。中学校区ごとにやるというようなことで、渋沢の中学校区は6月9日、南が丘中学校区については6月17日ということで、その他は6月2日に実施をさせていただきました。

訓練の結果ということで、参加の園・校は37、これは保育園、こども園も入ってございます。引き取りに来なかった児童・生徒の数が合計欄にございます。全体の児童・生徒に対して88.1%、逆に12%ほどの766人が引き取りに来ていただけなかったという形です。見ていただくとわかるように、中学校のところが727人、全体の18%というようなことで、そのほかについては1%未満、幼稚園から保育園はほとんどないような状況ですけれども、例年、中学校の引き取り参加が若干少なかったということでございます。

3番の「主な意見・課題等」でございます。これも例年のことなのですが、保護者の危機意識、訓練への参加についての意識が低いという意見がございました。一番下に各学校からの報告書の課題・意見等をまとめさせていただいています。一方では昨年と比較してよくなったという意見もございますが、まだまだ訓練のための訓練になっているという部分もあるということでございます。

そのほかは、いろいろな場面、天候ですとかそういったものも考えて、いろいろなものを想定した実践的な訓練をやったらどうかという意見もございました。今年で3回目になるわけです。大分定着してきている部分もございます。より一層の実践的な訓練になるように、引き続き実施していきたいと考えております。

以上でございます。

望月委員長

何かご質問、ご意見ございますか。

渋沢地区と南が丘地区は別の日なのですが、これは学校行事等との兼ね合いですか。

教育総務課長

6月2日を基準日ということで、大事なのは中学校区単位でやっていただくという部分に重点を置いていますので、どこかの幼稚園、小学校、中学校で支障がある場合でしたら変えてもらって結構です、そのかわり、余り先に行くということはやめてください、前後数週間の間でやってくださいということにしていただきますので、特に理由は確認してございませんが、そんな事情で変わったと思います。

望月委員長
飯田委員

ほかにどうですか。

前回でしたかその前でしたか、忘れてしまいましたが、北中でこれにあわせて炊き出し訓練も一緒にしたような、今回はそういう学校は一切なかったのでしょうか。以前、親が迎えに来れない子は一緒にそういうのを手伝って、その学校が避難所になるから、避難所の設営を手伝ったりといったことがあったかと思いますが。

教育総務課長

今年も北中学校で引き取りに来れない子について、具体的には、体育館に集めて、仕切りですとか、要するに訓練のようなものを作るのと、いわゆる防災講習会のような形のもので、防災課と消防本部に協力してもらって、アルファ米を使った炊き出し訓練、そういったものを、引き取りに来れない子を対象に、あと先生方を対象に実施しています。

望月委員長

よろしいですか。

ほかにどうでしょうか。

—特になし—

望月委員長

それでは、まだ秘密会のほうもありますので、次に、「(3) 秦野市教育委員・社会教育委員合同行政視察(案)について」の説明をお願いいたします。

生涯学習課長

教育総務課と生涯学習課の連名での提案でございますが、私のほうからご説明させていただきます。

この合同行政視察でございますが、10月10日に北海道豊頃町で開催されます全国報徳サミット豊頃町大会への参加とあわせまして、先進的な教育施策や取り組みを学ぶため、社会教育委員と合同の行政視察を行うものでございます。現在、詳細については詰めているところですが、実施期日は10月8日の木曜日から10日の土曜日、2泊3日の日程で、北海道の恵庭市と幕別町、それから報徳サミットの会場である豊頃町をそれぞれ視察していくという形です。

視察内容につきましては、この資料にあるとおり、基本的には教育行政全般でございますが、生涯学習にかかわる内容を中心に今回は学んでいくという考え方でございます。詳細は、今、行程のほうも取り決めておりますので、それが決まり次第、再度ご案内をさせていただきますが、社会教育委員さんとの合同という初めての取り組みですので、ぜひご参加のほうをよろしく願いたいと思います。

以上でございます。

望月委員長

何かご質問、ご意見ございますか。

報徳サミットのほうですが、この報徳サミットをより実のあるものにするために、事前にこういう資料を読んでおくとか、こんな本を読んでおくとか、秦野市でつくった安居院庄七のこういうものを読んでおけばよいとか、何か課長が考えるようなものを教えていただくと助かります。

生涯学習課長

ぜひ、そういうものを幾つかピックアップしたものをご案内させていただきます。豊頃町は、二宮尊徳のお孫さんの尊親さんがそこに入り込んでいろんなことをやっておりますが、そういうことも含めてまたご案内しますので、よろしくお願ひします。

望月委員長

よろしくどうぞお願ひします。

ほかにどうでしょうか。

生涯学習課長

すみません、資料はございませんが、口頭で申しわけございませんが、ご報告をさせていただきます。

曾屋ふれあい会館、昨年9月の市議会で廃止条例が議決されまして、今年の3月31日をもって閉館となりましたが、この建物の解体については今年度予算で対応していくという形で、実は、6月16日に業者が決定をいたしました。今、詳細な工程を決めています。曾屋ふれあい会館の底地は地元の曾屋の5つの自治会が所有しております、そこの敷地の賃貸借契約が9月30日までという形になっておりますので、建物の解体自体は9月17日までの工期でやってまいります。今、近隣住民への配慮という部分でいろいろ対応しておりますが、地元の曾屋の5つの自治会の跡地利用については毎月のように協議会を開いていまして、先週も13回目の会議をやりました。その中で建物の解体の流れもお伝えしていますが、たまたま7月の18日、19日に曾屋神社のお祭りがございます。そのときに、建物ではなくて、敷地の前の土地をお借りしたいという部分もありますので、その辺も柔軟な考え方で対応すると業者とも調整しております。

いずれにしても、9月17日までは更地になりまして、その跡地については、また地元の自治会の考え方を踏まえて有効的な跡地活用という部分で、それもある程度形ができましたらご報告させていただきますが、一応、解体はここでスタートするということだけご報告させていただきます。

以上でございます。

望月委員長

ありがとうございました。

ほかにどうですか。

教育指導課長

要望書が届きましたので、私のほうからご報告させていただきたいと思います。

2015年6月19日付、在日本大韓民国民団湘南西部支団様より望月委員長宛てに、「近隣諸国と友好善隣を育む歴史・公民教科書の採択を求める要望書」、お手元に資料が行っていると思います。

最終項をごらんください。2点です。「日本人子弟に自国を大切に思う心で近隣諸国を尊重する情操を培い、在日韓国人子弟との友情を育むうえで最適な教科書を選択して下さい」、「『良い韓国人も悪い韓国人もどちらも殺せ!』と叫ぶヘイトスピーチが横行していることに鑑み、排外主義から子どもたちを守る人権・国際理解教育にいつそう尽力してください」という内容のものです。あとはごらんいただければというふうに思います。

あわせまして、今日はコピーをとっていませんが、資料も添えられておりますので、後ほどごらんいただければと思います。

以上です。

望月委員長

では、社会科の教科書を読む際には、いろいろこれからこういうものも来るかもしれないんですけども、こういうものをまず読んで、それからまた実際の教科書を読んでいただいて、また自分の考えで、この本がよい、あの本がよいというようなことで整理をしておいてください。

その他の案件ございますか。

—特になし—

望月委員長

それでは、秘密会の前に次回の日程調整をお願いします。

—次回の日程調整—

望月委員長

それでは、秘密会としますので、関係者以外の退席を求めます。

—関係者以外退席—

[削除]

望月委員長

以上で6月の定例教育委員会会議は終わります。